

やすらぎ支援事業



やすらぎ支援事業とは、在宅の認知症のある人のところに「やすらぎ支援員」が訪問し、**見守りやお話相手**をとおして、介護しているご家族がホッとできる時間をつくる、**ご家族のための活動**です。

「やすらぎ支援員」とは？

- 認知症の基礎知識等についての研修を受けた住民です。
- 活動に関すること守秘義務があります。
- 服薬の管理や直接身体に触れる介護は行いません。

こんな場合に利用できます

- 訪問先が三原市内である
- 訪問対象の方に認知症状がある（診断の有無は問いません）
- 申請者が認知症のある方の同居家族、もしくは週1回以上認知症のある方宅で介護している家族介護者

利用案内

利用料金 ● 1時間あたり100円（市指定の金融機関窓口払い）

利用日時 ● 最大、月10時間まで（1回あたり2時間まで）
1時間に満たない活動は、1時間とする
時間帯は、午前9時から午後5時までの間
原則祝日を除く月曜日～金曜日

相談 ● 身近な機関にご相談ください。
● ケアマネジャー ● 高齢者相談センター
● 三原市社会福祉協議会 ● 三原市高齢者福祉課

問い合わせ 三原市社会福祉協議会 各地域センター

三原地域センター 0848-63-0570 本郷地域センター 0848-86-3607
久井地域センター 0847-32-7101 大和地域センター 0847-34-1214